第6回姫路市自治基本条例検討懇話会【議事録(要旨)】

平成 24 年 4 月 20 日

企画政策推進室

日 時:平成24年4月20日(金) 9時30分~11時50分

場 所:姫路市防災センター 3階 会議室

出席委員:新川会長、岩成副会長、相川委員、有馬委員、加茂委員、岸田委員、木谷委員、

玉田委員、藤浦委員、増尾委員、松本委員、三渡委員、森下委員、渡邊委員

姫 路 市: (事務局) 内海市長公室長、岡山企画政策推進室長、寺尾市民参画部長、

名村企画政策推進室主幹 他3名

欠 席 者:1名(藤本委員)

傍 聴 者:6名

主な議事内容: 姫路市自治基本条例の骨子案の審議について

【討議内容】

〇 開会あいさつ

〇 参考資料説明

今後のスケジュール及び前回の懇話会において各委員から要望のあった事項やタウンミーティング2012の概要などについて、各委員に事前配布した下記の資料を用いて説明。

参考資料 ① 姫路市自治基本条例 検討スケジュール

- ② 第5回姫路市自治基本条例検討懇話会 決定事項
- ③ 自治基本条例等にかかる市議会での質疑応答について
- ④ タウンミーティング 2012 の概要
- ⑤ 第5回姫路市自治基本条例検討懇話会【議事録(要旨)】

会長 先ほどの説明に対する質問、意見があればお願いしたい。

(一同意見なし)

それでは、引き続き、資料の説明をお願いしたい。

〇 審議

事務局から、下記の資料を用い、前回の懇話会で指摘いただいた点や庁内での検討を踏まえて修正した骨子案について一通り説明し、委員からの意見をいただく形で進行。

資料 1 姫路市自治基本条例 骨子(案)

資料 2 第5回自治基本条例検討懇話会での意見への対応方針について

資料3 庁内の検討を踏まえた修正事項等について

会長 先ほどの説明に対する意見等をお願いしたい。

委員 前回の懇話会で指摘のあった、第3章と第4章の順序について、事務 局からは現行のままとするという説明があったが、第1章の総則(資料 1の5ページ)の「自治の基本理念」に「市民がまちづくりの主体である」とあり、第2章の市民・議会・市長等(資料1の11ページ)の「職

員の責務 | ②に「市民目線に立ち」とある。

やはり、「市民が主体である」という規定や自治基本条例で示す趣旨から考えると、参画と協働の市民が自治に関わっていくという姿勢を先にPRした方が良いと思う。

委員 条例には色々な形があってよいとは思うが、事務局の話では、条例 の制定の経緯は、行政の財務規律の重視であるというところから始まって取り組みを進めているということであった。第3章、第4章の順序

の入れ替えについて、姫路在住の委員さんがどう考えるかだ。

委員

「市民の定義」については、違和感を覚えてしまう。

また「住民投票」の規定(資料1の21ページ)で「住民のうち関係する者の意思を直接確認する住民投票を実施することができる」とあるが、案件に関係する住民を選び、姫路市民の代表である議会の議決を経て実施するという説明であったと思う。

この「住民」というは、姫路に住まれている日本国籍の方や外国籍 の方も含まれるという解釈でよいのか。

会長

そのとおりである。

住民と言った場合、外国籍の方や選挙権を持たない20歳未満の方々 も含まれるということになる。

したがって、住民投票の対象者について、どの範囲が適当なのかを 検討した上で、実施するというのが趣旨である。

委員

極端な話をすると、外国籍の方も投票できるという文書になっていると思う。

あと「市民」の定義では、市内への通勤・通学者を含むということであるが、常識的に考えて、まだ判断のつかない子どもや外国籍の方も住民投票の対象になる可能性があるということには、違和感がある。 他都市の例を調べたところ、「市民」と「市民等」と分けて定義しているところもあった。

姫路在住の外国籍の方や姫路へ通勤・通学される方も、姫路市において大切な役割を担っていただいている方もいらっしゃれば、行政サービスを受けておられることから、協働していただかなければならないところもあるので、「市民」と「市民等」に分けて定義し、「市民等」は参画と協働の対象に入るが、「住民投票」の対象は、誰でも参加できるというものではなく「市民」に限るという整理を行ってはどうか。

委員

これについては、様々な意見があると思う。外国籍の方といっても、 税金を納めてらっしゃる方もおられるので、そのような点からいうと 市において責任を果たしていただいていると見ることもできる。

様々な方々がおられ、地域の中で一緒に暮らしている者同士、一緒にやっていこうという考え方もあると思う。

委員

先ほど言われた内容は、「有権者」という言葉で括った方が分かり やすいと思う。

これまでの「市民」は、事業者や定住外国人等含めた形で定義してあったが、「市民」と「市民等」に分けることも一つの考え方であるとは思うが、これまで使ってきた市民の意味を変えて、この条例だけの定義にしてしまうと、かえってややこしくなってしまうのではないか。

もう一点、住民投票の件であるが、骨子の規定②(資料1の21ペー

ジ)では、「事案ごとに条例で定めること」となっているので、先ほど言われたとおり、議会の承認が必要であり、また条例の内容がおかしいというのであれば、住民の直接請求により取り消すこともできる。つまり、事案ごとに判断して、最終的には議会で決定してもらうという内容であり、正当な議会のコントロールの可能性を残すという意味では、危険な規定ではないと思う。

委員

「参画と協働」という観点からは、自治基本条例は非常に良いものかもしれないが、条例の位置付け①(資料1の5ページ)に「この条例が本市の自治の基本を定めるものである」とあることから、「市民」の定義は、大事に扱った方が良いと思う。

もう一度考えていただきたいのは、「市民」と「市民等」と分けた 方が、権利と義務の内容などが明確になって良いと思う。

委員

先ほどの意見は、外国人参政権の話かと思うが、自治基本条例の制定に反対される方というのは、外国人参政権に関連する話が多いということを聞いている。内容を見る限りでは、最終的に議会によって歯止めが利いているので、現時点でそこまで考える必要はなく、定義についても「市民」で問題ないと思っている。

ただ、一般的な通念から考えると、法人や事業体が市民の中に含まれるのは違和感があると思う。その部分については、解説書によって詳しく説明していく必要があると思う。

また、「執行機関」を「市長等」と修正したように、「市民等」という表記をすることも検討すべきかと思っている。

委員

第3章と第4章の順序の件について、資料2の1で対応方針を説明いただいたが、自治基本条例は、市民が行政と関わり、今後さらに積極的に活動を推進していきたいという想いが込められているものと考えている。

そのような意味や、広く市民に知ってもらうということを考えると、 市民の「参画と協働」という章を先に持ってきて、市民の自覚を促し たり、強調していく方が、市民に姫路市に対する想いを強く持ってい ただけるのではないかと思っている。

行政運営の基本原則も重要なものであると認識はしているが、せっかく自治基本条例を制定するのであれば、市民の存在をそれぞれが自覚するということで、参画と協働を先に持ってくるべきであると思う。

委員

「地域コミュニティ活動」と「NPO活動」に「ボランティア活動」 を含めて、市民活動・協働推進指針と整合を図ったところに関して伺いたい。

資料1の3ページ④の規定について、三つの活動がまちづくりを担う活動であると規定しているが、NPO活動やボランティア活動は姫路のまちづくりに限定した活動ではないので、まちづくり活動の中に $\bigcirc\bigcirc$ の活動があるという表現にした方が良いと思う。

その関連で、資料1の9ページの「市民の責務」②で、「市民活動に

取り組む団体はその活動の活性化に努める」という内容でよいものか。 何のために活動を活性化するのか。例えば、「自治基本条例の理念 に基づき」であるとか、「市民福祉の向上に基づき」といった内容が あった方が良いと思う。共益やその団体の取り組んでいる内容が、全 体の市民福祉と違う場合もあり得るからである。

同じく資料1の21ページの「協働」の「市民活動への支援」についても、何のための活動かという内容を入れた方が、方向性を示すことになると思う。

また、資料3で2ページの4「地域コミュニティ活動」「NPO活動」「ボランティア活動」の整理に対する対応方針についてであるが、NPO活動とは、従来から任意団体が行うものも、組織的なものである限りNPOと呼んでいたものである。つまり特定非営利活動法人だけがNPO法人ではなく、任意団体であっても含まれると定義されており、説明文の認識が間違っていると思う。

恐らく、個人やサークル等が行う活動がボランティア活動であるということで、これまで定義されているのではないか。

事務局

資料3のNPO活動の部分で、姫路市ではNPO活動の中には、認証を受けたNPOの他に、任意団体の活動を含めて定義させていただいているところであるが、その内容が、この文章からは読み取れないということか。

委員

そうではなく、【整理の理由】において、「任意団体等が行う『ボランティア活動』が抜け落ちて」とあるが、これでは、認証を受けたNPO団体と認証を受けていない任意団体で言い方を変えているような説明になっているので、認識はそれで問題ないのかということを質問させていただいたのである。

会長

ボランティア活動だけが任意団体なのかということになってしまうので、地域コミュニティ活動もNPO活動も任意団体による活動がかなり多いので問題があるという指摘かと思う。

ここは、書き振りの話である。

委員

先ほどの意見のとおり、資料1の3ページ④の規定は違和感がある。 実際のところ、まちづくりの活動を行っているNPO法人は非常に少ないので、まちづくりを担う活動は○○というように入れ替えてもらった方が良いと思う。

また、9ページの「市民の責務」②の「その活動の活性化に努めること」とあるが、団体の活動の活性化に努めるのではなくて、地域の活性化のために活動しているということであるので、この辺りは見直してもらいたい。

委員

先ほどから話に出てくる「まちづくり」であるが、私が考える「まちづくり」は、姫路市の活性化全てにおいてという意味合いで考えていた。

その辺りを議題にするのであれば、「まちづくり」をもう一度再定義しておかなければならない。

姫路市の街全体を活性化するためには、様々な問題を解決し、進めていかなければならないので、まちづくり全体がどのようなものなのか、共通認識を持っておく必要があると思う。

委員

「まちづくり」を定義して、これは○○であるというよりも、「まちづくり」を大きな括りでとらえ、その中に地域コミュニティ活動やNPO活動、ボランティア活動があると考えた方が、現実的ではないか。なぜかというと、国際教育に取り組んでいる団体が、広義の姫路市のまちづくりに取り組んでいると意識は薄いと思う。また、NPO法人の活動分野の一つに「まちづくり」があるが、それを選択していない団体は、自分ではまちづくり団体であるという認識はないと思う。

委員

姫路の地域性かもしれないが、姫路の方は、NPOと言った場合、NPO法人を指して言う人が多いように思う。

まちづくりと言った場合に、まちづくりではなく別のことに取り組んでいると思う人が少し多いのかもしれない。

委員

「まちづくり」というのは難しい話である。

骨子案では「自治会等による○○」とあるが、NPO法人やボランティアと自治会を同じように扱われるのは腑に落ちないところがある。

地域でのコミュニティ活動は、行政からの話ということで、できる限りの協力をして、人集めを行っているが、今後、自治会活動をどのように進めていくのかというのは今最も難しい問題である。

姫路市の場合、90%以上の組織率で活動を行っており、県下においても高い組織率を誇っている。活動においては、行政とタイアップして取り組んでいくということだけで、それ以上の活動をやろうとしてもなかなか難しい。

自治会は任意団体であるにもかかわらず、さまざまな活動が要求されていることに問題がある。

昔からの地域づくりの活動というのは、自治会と婦人会が中心であったが、現在は、婦人会がなくなりつつあり、自治会だけになりかけているという状態である。自治会が潰れずに残っているのは、各地域で代表になって取り組んでおられる方がいるからであり、コミュニティ活動については、できる限り人を集めて、人と人のつながりを維持したいという考えがまずあるのである。

資金はお互いに出し合って活動しており、どこまでの活動をお願いするのか、悩ましい。

また、条例の検討を機に、それぞれで勉強会を開催しているところである。

委員

婦人会はしんどい仕事は嫌だということで、役員の成り手がいない 状態である。

自治会と同様、人集めを行い、住民の皆さんが楽しく暮らせるよう

に、行政の手伝いをしているが、役員の成り手がなく、徐々に減っている状態で困っている。

そのようなことで、今後の婦人会の活動について、行政や自治会と相談しているところであり、行政にもぜひ協力をお願いしたい。

委員

やはり、自治会や子ども会、婦人会、消防団などの市民の活動が基本であると思う。

私の住む地域も、老人会と自治会が合体したということもあり、かなり高齢化が進んでいるという実態がある。それを越えて地域で活動されておられることを、自治基本条例を通じて認知をしてもらうということは、ありがたいと思っている。

また、目的を同じくするNPOのメンバーやボランティアチームを組んで活動されている方々を、市のまちづくりに貢献する者として条例の中で認知してもらうこともありがたいことであると思っている。

それぞれの地域では、自治会との連携を取りながらという形で活動できればと思っている。

そのような内容を整理し、中学生や高校生に分かるような解説書等 を発行していければよいと思う。

委員

私の地域では老人クラブで連絡協議会を各地域で設けており、年間行事で幼稚園・小学校・中学校の子どもたちと一緒にする異世代交流の活動と、それ以外の活動に区分しており、清掃活動等に取り組んでいる。

各地域でそれぞれ取り組んでいる活動については、条例制定後には、 その趣旨を汲み取って取り組みを進めていきたいと考えている。

委員

「まちづくり」に関連することであるが、資料1の9ページの「市民の責務」③において、「事業者は、社会的責任を認識し、まちづくりに努めること」という規定がある。

社会的責任を認識するというのは理解できるが、「まちづくりに努める」というのは内容が不明瞭である。

事業を続けていられるのは、社会に何からの形で貢献しているからであり、それがまちづくりに貢献していくことになるのではないかと思っているが、そこから更に何をしなければならないのかということになる。その辺りのまちづくりの定義が分かりにくいと思う。

会長

事業者にとって、社会的な責任を認識して、地域に貢献していくというのは、当然の責務であるが努力義務になろうかと思う。

まちづくりに努めるということは、広くはそのような意味も含むと 思うが、この内容についても、文章の順番を変更すれば対応できるか もしれない。

委員

資料1の19ページの2(2)市民意見の聴取において「重要な政策等」を「重要な計画等」に変更した理由について伺いたい。

また、同じく2(1)市政への参画において「政策等の立案」との違い

について説明してもらいたい。

事務局

もともとは「政策等」を改めて定義付けたことが始まりであるが、「政策等」は資料1の11ページの3(1)「市長等の責務」の④で「政策・施策・事業」と定義付けしており、これ以後の「政策・施策・事業」については「政策等」と表記している。

そのような括りになった場合、資料1の20ページの1(2)「パブリック・コメント手続」にある「政策等の策定時」という表現は、「政策・施策・事業の策定時」となり、おかしくなってしまうので、「計画等」と置き換えさせていただいた。

「政策等の立案」については、「政策・施策・事業の立案」となっても特に問題がなかったため、そのままにさせていただいている。

会長

事業というのは、毎年度の予算やそれに基づく細かな仕事のことであり、そこまでパブリック・コメントを実施するのかという話になる。むしろ、行政は計画的に進めるということで、様々な計画を持っているので、その用語を使っているということである。この「計画等」も何らかの説明が必要かもしれない。

委員

資料1の21ページの「住民投票」についてであるが、住民が住民投票を実施できるという意思表示をするような規定を入れることはできないのか。

会長

他都市の条例では、住民投票を実施する条例の提案ができる旨を規 定しているものもある。

一般的に、条例の提案は、法律で市長、議員又は有権者の50分の1 以上の署名によって行うことができると規定されている。その中でも、 比較的市長が提案されることが多いだろうという前提で規定されてい る内容かと思う。市長に限られる内容ではないということである。

議員や、市民の提案によって住民投票が可能であるという内容まで 書くべきかどうか問題があるかもしれない。

事務局

事務局としては、まず、市長が住民投票を実施できることを示す規 定としたいと考えている。

会長のおっしゃるとおり、地方自治法においては住民投票の実施に当たっては三つの主体による条例の提案により実施できると規定されているが、議会においては議会基本条例を制定していることから、議会の判断において実施していただけるものと考えている。

市民については、法令に定められているとおり直接請求による住民投票条例の提案が実施できるが、ここでは規定していない。

住民投票については、市長が住民投票の結果を尊重するという規定を置きたいがために規定した項目である。

委員

市民による住民投票が提案できる旨を規定すれば、市民も住民投票実施に向けた意欲が湧くのではないかと思ったからである。

会長

骨子の表現では、住民投票を市長以外に提案できないと解釈されて しまうという指摘であった。

これについては、どこまで条文や解説書に書き込むのかは、議論のあるところかと思う。

委員

前回の懇話会において、自治基本条例の運用のプロセスについても 制定のプロセスと同様に力を入れて取り組むという話を聞いたと思う が、そうであるならば、資料1の25ページ(条例の運用や見直し)の 規定はもう少し具体的にすべきであると考える。この規定には、見直 しの期限を区切る表現がなく、社会情勢の変化等がなければ見直しを 行う必要がないと読めてしまう。

また、「市民等を含めた検討組織を設け」とあるが、他都市では具体的な組織名や、その内容について規定していると思う。

そのようなことを踏まえて、見直しの期限や組織の内容を規定すべきであると思うが、いかがか。

委員

他都市の例では「少なくとも4年に1度は見直す」などの期限に関してや組織について規定されている。

骨子の内容では、条例制定後には何もしなくてもよいように読み取れてしまう。

条例制定後にどの部署がどのような形で運営していくのか決まっているのか。

事務局

制定後の担当は決まっていない。

内容が多岐にわたっているので、庁内で検討する予定である。

また、他都市の例では「5年ごとに見直す」であったり、「常設の審議会を置く」などの規定があるが、骨子においては、そのような見直しの取り組みを否定しているのではない。

条例の骨子では、行政運営の基本原則や市民参画と協働のしくみについて規定しているが、それぞれの分野を受け持っている組織や仕組みが庁内の各局にある。各分野において、必要性があれば組織や仕組みが変更されることになり、それらを包括的に規定する自治基本条例にも変更を反映させるということになり、その際には、自治基本条例の見直しを行っていくということである。

言わば、期限を区切って見直すのではなく、常時見直しを行っていくという意図で規定しているものである。

委員

常時見るというのは、一つも見ないという裏返しのように聞こえる。 条例成立後の話についてはまだ決まっていないというのもおかしな 話で、条例制定に向けて取り組むと決まった段階から、制定後の運用 のこともある程度の考えを持っておくべきであると思う。

市民に参画と協働を呼びかけながら、自治について規定するなど理 念としては非常に良いものだと思っているが、実際の運用においては 非常に難しいと思っている。 条例をいかに運用していくのかというのは非常に重要であるので、 ご一考いただきたい。

事務局

庁内においても、見直しについて期限を区切ってやるべきではないかという議論を行ったが、見直しの期限を設けるに当たって、例えば5年以内に見直しの検討を行う必要性がある条例を作ろうとしているのかという問いがある。

国の法律においても、障害者福祉のような給付施策については、その時々によって状況の変化があり得ることから、期限を区切って見直しの規定を設けているが、理念を定めるもので5年以内に見直すような条例を果たして定めてよいものかという議論があった。

もう一つは、行財政改革の観点から、業務のスリム化を図ろうとしている現状において、5年以内に見直す必要性があるかどうか不明な条例にわざわざ5年後に見直しの組織を設けて、運用していくというのはどうかという議論があった。

そのようなことを踏まえると、期限を切らずとも、各分野に審議会等が既にあるので、その中で自治基本条例の改正の必要性があるかどうかを審査・議論していただき、自治基本条例の改正の必要性があるという意見をいただいた場合に、事務局において条例の改正の必要性の有無について議論する組織を立ち上げるといったスキームにした方が、より柔軟に対応できるのではないかと考えたのである。

これにより、改正する必要性の有無が分からないものに対し、検討 組織を立ち上げて、検討を行っていくという作業をする必要がなくな ると思っている。

したがって期限を5年以内に区切らずとも、各分野の審議会等の意見 を踏まえて、柔軟に対応していく方が、事務局としては、他都市と比 較しても、良いのではないかと思っている。

懇話会の議論で、期限を区切るべきであるという意見になるのであれば、改めて庁内で議論したい。

委員

特に、期限を区切って欲しいという要望ではない。条例の見直しが 実行されるのであれば良いと思う。

また、審議会の立ち上げを要求しているのでもなく、先ほどの、条例制定後の組織をどうするのかという質問は、それに関連してさせてもらったのである。

事務局からの説明では既存の各分野の審議会等を活用すればよいという話だったかと思うが、それでも問題ないかと思う。

事務局

実際には、各分野の審議会などから出された意見を踏まえて、見直 し作業に入るか入らないかというのを検討する組織を設ける予定であ るが、それについては企画政策推進室で行うことになろうかと思う。

行政運営の基本原則や参画と協働についても市政全般にわたる広く 重要な仕組みである。

それら毎年度の進捗等を管理していくのは、企画政策推進室の仕事

である。

後々の運用、条例の見直しは、毎年の政策の中、重要事項の決定の中で見直すべきものであると考えている。

このように条例の制定過程においても色々と議論をいただいているので、意見を反映した条例や解説書を作り、庁内においても、条例の趣旨や考え方などを十分に周知するなど、言いっぱなし、作りっぱなしにならないように、しっかりと取り組んでいきたいと考えているので、ご理解いただきたい。

委員

そのように考えているのであれば、条文の中に運用の話を入れてお いた方が良いと思う。

骨子のタイトルは「条例の運用と見直し」とあるが、内容は見直しのみの記載であると思う。

高松市の事例では、運用のための審議会を作っているが、その組織 を置かないとしても、「運用をきちんとやっていく」という旨の規定 があった方が安心かと思う。

委員

資料2の3ページ(7 市民向け解説書の作成について)において、 平成24年度中に作成していくとあるが、解説書において細かい内容を 表現していくとなると、非常に重要なものになると思うが、どのよう に作っていく予定であるのか。公募委員としてもできることがあれば 協力したい。

事務局

基本的には庁内のワーキンググループで原案を作成し、懇話会の場で確認していただきたいと思っている。

委員

参考資料④のタウンミーティングについては、市民局で所管している施設でNPOやボランティア団体等がグループ登録をしていると思うので、そのような団体にも呼び掛けをお願いしたい。

事務局

先ほどのご要望の件について、ボランティアサポートセンターに登録をいただいている約300の団体には、通知したいと考えている。

あと、一点申し上げたいのが、資料1の23ページ(2)「国際交流」については①、②の記載内容が重複しているような感じがするので、例えば②を「市は、国外の都市等との交流、連携等により得られた情報や知恵を・・・」というような流れにしてはどうかと考えている。

会長

現状の国際交流の内容では、まずは交流連携をする。その上で交流 連携に基づき市政に活かすという二段構えの規定になっているが、それを一つにしても良いのではないかという意見であるが、これは技術 的な内容であり、分かりやすくしてもらいたいと思うが、各委員の意 見があればお願いしたい。

(意見なし)

それでは骨子案については、いくつかの指摘事項があるので、庁内 で検討していただきたい。

一点目として前回から議論にあった第3章と第4章の順序について は市民の想い、市民の自覚というものを含めて順序を考えてはどうか という意見をいただいた。

事務局からは、条例そのものが議会基本条例に対照する行政基本条例的な意味合いがあるということで、現状のとおりという説明があったが、これについては懇話会から強い意見があったということで、再度検討いただきたい。

二点目として、住民投票の投票権者を含めてであるが、市民の定義について、市民にとって分かりやすい表現は何かということであった。 法的には現在の骨子案で十分通用するものであるが、分かりやすさという観点では、混乱があるのではないかという意見をいただいた。

これについて工夫の余地がないかどうか検討いただきたい。

三点目としてまちづくりという表現について、各委員でイメージが 共有できないということで、説明することがなかなか難しいが、条例 におけるまちづくりの整理を庁内でお願いしたい。

四点目として、国際交流については、整理の余地があるという意見 をいただいた。

五点目として、条例の運用や見直しについて、運用体制や運用の監視体制をどう考えていくのか、条文化する余地があるのではないかという意見をいただいた。

(見直しの)年限を入れることについては、要否についてそれぞれ 意見があったので、改めて検討いただきたい。

六点目に、解説書については、作成の上、懇話会において案を示していただきたい。

なお、地域コミュニティ活動やボランティア、NPOについて姫路市としてどのように活動を活発にしていくか、どのように支援していくかという議論については、意見もいただいたが、条例の大きな狙いでもあるということで、本日のところは収めさせていただきたい。

骨子案の審議については以上にさせていただきたい。

本日いただいた意見を踏まえて、事務局と検討の上、次回の懇話会で示させていただきたいが、それでよいか。

(意見なし)

では、事務局から次回の会議等のスケジュールの説明等をお願いしたい。

〇 連絡事項

事務局

スケジュールについて参考資料①では、第7回の懇話会を6月下旬から7月上旬を予定していた。

また、パブリック・コメントについては、6月の中下旬に第7回の懇話会開催前から実施したいと考えていた。

先ほどいただいた意見により、第3章と第4章の順序について再度検討する予定であるが、パブリック・コメントについては現行のままで実施させてもらってもよいものか、それとも、懇話会において了承いただいた上で実施した方が良いのか悩ましいものであり、ご意見をいただきたい。

会長

やはり大きな変更がある場合は、懇話会に諮った上で、その後にパブリック・コメントを実施するというのが、自然かと思うがいかがか。

委員

パブリック・コメントで意見を聞く資料はどのようなものになるのか。

会長

骨子案を諮ることになる。

委員

骨子についての説明は行わないのか。

会長

条例の趣旨等について説明は入ると思われる。

委員

例えば「懇話会でこのような意見が出ている」といった情報は入るのか。

会長

そこまでの情報は出しきれないと思う。

では、第7回の懇話会を開催してからパブリック・コメントを実施してはどうか。事務局は問題ないか。

事務局

では、そのようにしたい。

委員の皆様には熱心にご審議いただき感謝している。

頂いた意見を踏まえ、庁内で再度検討させていただきたい。

委員の皆様の予定を確認の上、日程調整をさせていただきたい。

会長

それでは、第6回懇話会を終了する。

以上